



Title	近世地域支配の研究
Author(s)	村田, 路人
Citation	大阪大学, 1994, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/39305
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 村 田 路 人

博士の専攻分野の名称 博 士 (文 学)

学 位 記 番 号 第 1 1 4 1 9 号

学 位 授 与 年 月 日 平 成 6 年 3 月 2 8 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第2項該当

学 位 論 文 名 近世地域支配の研究

論 文 審 査 委 員 (主査)
教 授 脇 田 修

(副査)
教 授 芝 原 拓 自 助 教 授 平 雅 行

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、幕藩領主支配の実現過程を、畿内における河川支配の具体的検討を通して明らかにし、それによって近世支配の特質を考察しようとしたものである。本文は序と3編・8章からなり、950枚(400字)を超える大作である。

序章では、近世支配に関する研究史を検討したのち、それは大まかにいって、①支配機構、②個々の支配内容、③支配理念・支配イデオロギー、④国家史・国制史、の4点からの分析に分類しうることを、そして①②の個別研究が多いが、③④の側面をもふまえた、包括的な検討はほとんどおこなわれていない。とくに支配がどのように実現したか、そのメカニズムの分析はほとんどなされていない、とする。

本論文では、近世社会に重要な意味をもつ役を手がかりとして、河川支配の内容を分析するが、そこでは先の視点をふまえつつ、支配実現のメカニズムを分析し、また支配の受け手である地域の実情について明らかにしたいと、述べている。

第一編「畿内における幕府の広域支配」のうち、第一章は「役の実現機構と夫頭・用聞」と題した論文である。幕府には、個別領主支配の枠を超えて、幕領・私領あるいは幕領のみに賦課する広域役があった。そして広く畿内に水系をもつ淀川・大和川の大河川の維持・管理も、このような広域支配と役によっておこなわれた。そこでは役の実現にあたって、それを賦課する領主と負担する村・百姓の間にたって、役を請け負い、役銀の立替えをおこなう夫頭・用聞といわれた者がいたことを明らかにしている。まず17世紀中葉には夫頭がいて、村から幕府の広域役を請け負い、役代銀を受け取っていたことがわかる。ついで17世紀末から18世紀にかけては用聞と呼ばれる者がいて、夫頭と同様の仕事をおこなったが、この時期には用聞が役を請け負う時と、さらに別に専門の請負業者に任せて代銀を支払う時の2類型があることを指摘している。いずれの場合も、幕府の役は現夫・現物で納められているが、村方からいえば夫頭・用聞に代銀を支払うだけの状況になっていた。またこの用聞は、各領主・代官と結んだ大坂町人であったことも明らかにしている。

第二章「大坂城・蔵修復役と支配の枠組み」では、まず幕府の広域役を検討して、17世紀では国役普請役と大坂城・蔵修復役や六尺給米が主で、他は禁裏関係などの臨時役であったと述べ、のちにはそれが減少することを指摘し

た。ついでこれらのなかでも重要な役であった大坂城・蔵修復役の実態について、分析している。この役の実現は、先の夫頭・用聞が介在しておこなわれ、当初は夫頭に実際の負担額を納めていたが、やがて工事は請負制になったため、請負銀額を割賦して、それを請負人である用達に渡すようにしている。なお役請負人の介在は、村々が主体的に選び取ったものではなく、領主・代官が村々に役を確実に納めさせるため強制したものであり、村々に負担能力がなくとも、請負人らが役代銀を肩代わりするため、役納入が確実になるなどの効果があったとしている。

第三章「国役普請制度の展開」は、淀川などの大河川普請について述べている。それは、幕府主導でおこなわれるもので、流域は幕領・私領にまたがり、普請費用も国役として1国平均にかかっている。その意味で河川普請は幕府の公儀性・公共機能を示し、個別領主を含む広域支配を代表するものといえる。さて近世初期より1国単位の普請役はみられるが、この河川普請制度は、承応2年に摂河国役普請制度、さらに享保7年に畿内国役制度として確立した。前者は個別領主では対応できない大工事を実施するため、摂津・河内百姓から国役を徴するとした制度である。これにより普請は老中の命により堤奉行の指揮下に大坂町奉行の協力によっておこなわれたが、その労働力は国役普請人足と普請場所に近い村々からの川除人足によってまかなわれることになった。なお国役普請人足は役高100石に5人、場合によっては8人の割合で徴発され、通常は約3万人が動員されている。しかし治水工事のさらなる大規模化に対しては制度的に限界があり、享保5年全国的な国役制度の発足のなかで、畿内国役制度への転換がなされ、畿内の国役河川の普請総費用の10分の1を幕府が負担し、10分の9を畿内各村に割り当てることにして、淀川・大和川水系の治水についての大綱が定まった、としている。

第四章「河川支配機構」は、幕府河川支配の担い手であった堤奉行と川奉行の研究である。堤奉行は2名で、近世初期に設置され、幕府の大坂代官が兼任した。まず奉行人名を確定したのち、その職掌について、①国役普請の指揮・監督と堤の保全、②小河川や溜池普請の指揮・監督、③「公儀樋」の設置・管理、④川中仕置すなわち洲・島などの管理、⑤水論裁許の立会、以上の5点をあげて検討している。ついで貞享4年に設置された川奉行について述べ、これには4名の町奉行所与力が任命されて、主として川中仕置や川浚えなどを担当した。そのためこれらの業務は堤奉行の職掌からはずれ、河川支配は2元化したとする。

第二編「地域と権力」は、第一章「地域と役」として、村ないしそれを単位とする地域結合と役の関係をとりあげている。東海道の宿である守口村は、周辺村々と水利組合や治水組合を形成していたが、宿役負担を理由に、河川普請の人足・費用を出さなかった。そのため組合村々は、その不当性を幕府に訴えて、たびたび争論がおこった。役の二重負担は原則として免除されていたから、組合村々の主張は認められなかったが、守口村は受益者としての負担をすべきであるという「地域の論理」を、組合村々が主張したことは注目すべきである、と述べている。

第二章「川筋維持と負担地域」は、大坂での河川支配を主に分析する。寛文期の普請では西日本の大名が負担したり、周辺の幕領から役が出されていて、大坂市中は負担していない。貞享期、河村瑞賢による普請の後に、改めて川筋維持のための論議がおこり、このとき老中は西国筋国役による普請を主張し、町奉行は堂島新地などの地代で賄うよう進言した。結局、後者に決まるが、それは受益地域と負担地域を一致させようとする考えであった、とする。

第三編「近世支配の特質」は、第一章「用聞の諸機能と近世支配の特質」となっており、先に第一編で指摘した用聞の分析をおこなっている。用聞は、役請負や役代銀立替をおこなうほか、領主・代官の意思を村に伝えたり、大坂町奉行の意思を領主や村に伝える役割を担い、ついで百姓が用向きで大坂へ出たさいの百姓宿となり、争論のさいの調停者ともなるなど、多様な役割を果たし、また独自の裁量権をもっていた、と述べる。これらの内容は近世支配の実質的な部分であるから、これによって武士の支配への関与は限定されるが、用聞の存在は、領主と百姓の間にたって矛盾を和らげる役割を果たしたとする。しかし享保年間の畿内国役普請制度では、役銀は直接村方から幕府指定の商人鴻池などに持参するようになったため、用聞の役請負・役代銀立替などの役割がなくなり、次第に衰退していった。また大坂城・蔵修復役についても、入札請負制がとられて、別の請負人がきめられたため、用聞の役割が減少した、としている。

第二章「奉行所用達の諸機能」は、大和川・石川の支配をおこなっていた堺奉行所内の川方役所に、出入りしていた川方用達について検討している。この用達は川筋村々から出す用達料を主な収入として活躍し、川方役所の意思の

伝達、奉行の川筋巡見のさいの世話、水論の調停などをおこない、役所の命だけではなく、時に主体的な動きを示したことを明らかにしている。

論文審査の結果の要旨

近世民衆支配において、年貢・地子とともに夫役は重要な地位を占めていたが、とくに近年においては身分制研究や国家史の観点からも、役は問題になっている。本論文は、このような動向のなかで、国役といった広域役を必要とした河川支配を軸に、役の実現状況を検討し、近世支配の特質を明らかにしようとしたものである。

まず膨大な史料収集と丹念な分析によって、先に述べた視角から、淀川・大和川という大河川支配の実態を明らかにしたことが、本論文の成果である。なかでも、このような幕領・私領を含む広域支配がどのようにして実現したかを述べて、前期の状況をおさえたのち、幕府が主導した国役普請制度、とくに摂河国役制度の成立とその内容を分析し、さらに畿内国役制度への転換について触れたこと、また大坂市内の河川管理に堂島新地などの地代を宛てるようになった経過を明らかにしたことなどは、本論文の成果である。また幕府における直接担当者としての堤奉行・川奉行の職掌を明らかにしたことも、河川支配についての研究を深めたものであった。

このように本論文では、河川支配の実態を解明したが、それを通して個別地域支配と国・畿内を単位とする広域支配や国家支配、幕府の公儀性などといった多くの論点や、また受益者と負担者の利害調整といった問題について、すぐれた実証と指摘がなされたことは、重要な功績であった。

ついで領主と百姓の中間に介在した夫頭・用聞・用達といった者の存在を指摘し、彼らが大阪町人などであり、役の実現にあたって一定の役割を果たしていたことを明らかにしたのは、本論文の独創的な成果である。幕府がどのように地域支配をおこなったかは、奉行所・代官所関係の人数の少なさからみても問題となる筈であるが、従来は町村の自治結合などを利用し、その負担によってなされたと漠然と考えていて、ほとんど研究の対象となっていなかった。その意味で、本論文の指摘は、近世支配の実態に迫る重要な貢献をしたと考える。また彼らが、役代銀の徴集・立替や人足の管理などをおこなっていたことも、役の実態を示すものとして重要である。近世社会は封建制の本質を保ち、役体制を存続させているが、その内実は早くから変化をとげていたことが明らかとなった。

河川支配については、普請そのものの分析や淀川水系でも川浚えをめぐる上・下流域の抗争など、なお多くの問題が残されている。しかし本論文は、役を手がかりとして、従来、欠落していた支配実現の過程を明らかにするといった独自の視角から、河川支配の実態を分析して、近世封建制の特質に迫るすぐれた成果をあげた。本委員会は、本論文が博士の学位に十分ふさわしいものとして認定するものである。